

## 日本神経科学学会奨励賞 趣旨・規程

### 1. (目的)

日本神経科学学会は、顕著な研究業績を有するとともに、将来、本学会及び神経科学分野で活躍することが期待される若手研究者を奨励することを目的として日本神経科学学会奨励賞(以下、奨励賞という)を設ける。奨励賞の英文表記は、The Japan Neuroscience Society Young Investigator Award とする。

### 2. (対象)

- 1) 応募締め切り日において、継続3年以上の会員歴を有し、学位（博士号）取得後原則10年以内の日本神経科学学会の正会員と若手会員、及び海外正会員と海外若手会員を対象とする。ライフイベントによる休会期間、災害により研究活動が中断または遅延した期間がある場合は、これを考慮する。詳細は細則5.（応募）に定める。
- 2) 受賞候補者は、原則として単名とする。

### 3. (選考)

- 1) 選考は公募による。
- 2) 応募者の中から毎年5名以下を選考する。
- 3) 受賞候補者は、選考対象となっている研究に関する総説を定められた期日までに「Neuroscience Research」誌（NSR）に投稿する。詳細は細則5.（応募）に定める。
- 4) 奨励賞の選考は、奨励賞選考委員会が行う。選考委員会の構成は細則3.（選考委員会）で定める。
- 5) NSR編集部と奨励賞選考委員会は独立して総説原稿を審査し、NSRによる査読結果は奨励賞受賞の可否に影響しない。

### 4. (表彰)

日本神経科学学会大会において受賞者を表彰し、賞状及び副賞を贈呈する。

### 5. (改正)

本規定の改廃は日本神経科学学会理事会で行う。  
本則は2001年4月1日より施行するものとする。  
2025年12月2日に改訂された。

## 日本神経科学学会奨励賞選考細則

### 1. (選考の対象)

奨励賞は個々の論文を対象とするものではない。申請者の研究実績、研究構想と発展性、本学会での活動歴（学会発表を含む）を評価して選考する。選考に際しては、応募者の主導により研究が展開されたことを重視する。研究が日本国内で行われたか日本国外で行われたかは問わない。

### 2. (会員歴)

- 1) 学生会員あるいは休会（本学会の「会員種類及び会費細則」に定めたものに限る）であった期間は会員歴に含まれる。

2) 休会を除き、支払うべき会費の納入が無かった期間を中断期間とし、会員歴には含まれない。

### 3. (選考委員会)

- 1) 選考委員会は 8 名（委員長を含む）で構成する。
- 2) 選考委員の任期は 4 年とする。
- 3) 2 年ごとに半数の委員が交代するものとする。
- 4) 委員は、交代後 2 年間は再任しないものとする。
- 5) 選考委員は人材推薦委員会が指名し、理事会での承認を必要とする
- 6) 選考委員会委員長は、各年度ごとに、委員の互選により選出する。委員長の重任はしないものとする。
- 7) 選考委員の氏名は公表するものとする。

### 4. (選考)

- 1) 選考委員は、応募のあった候補者が直接の研究指導を受けているか、または研究指導にあたった期間から 3 年以上経過していない場合には、当該候補者に関する採点・評価には加わらないものとする。
- 2) 選考実施の細目は申請件数、内容などに応じて選考委員会で検討する。

### 5. (応募)

- 1) 公募の締切りは毎年 10 月 1 日（必着）とし、神経科学ニュースと学会ホームページで周知する。
- 2) 応募者は所定の様式に従った下記書類を電子ファイルにて学会事務局へ提出する。
  - a) 申請書（申請書に含まれる推薦書の推薦人は、日本神経科学学会の正会員、海外正会員、若手会員、海外若手会員、シニア会員、名誉会員のいずれかでなければならない。）
  - b) 履歴書（ライフイベント、災害の影響等により研究活動が中断または遅延した期間がある場合は、その理由や期間・影響の程度などを具体的に記入することができる。激甚な災害（感染症のパンデミックを含む）の影響等、不測の事態により研究活動が中断または著しく遅延した期間がある場合は 1 年を上限として考慮する。）
  - c) 申請課題に関連した論文 3 編以内の PDF ファイル（In press の論文については採択時の最終原稿と採択通知のコピー）
- 3) 受賞候補者が二次審査で NSR に投稿する論文は、原則として候補者本人による単著の総説とする。ただし、原著論文を投稿したい場合には事前に理由を申し出て選考委員会から許可を得る必要がある。総説、原著論文ともに単著が望ましいが、共著の場合は候補者自身が first author または corresponding author として執筆しなければならない。

### 6. (副賞の金額)

当分の間 1 件 10 万円とするが、状況により理事会の承認を得て改訂することができる。

### 7. (改訂)

なお、本細則は理事会で 2004 年 1 月 30 日、2005 年 7 月 25 日、2008 年 7 月 8 日、2014 年 11 月 26 日、2015 年 7 月 27 日、2016 年 2 月 25 日、2017 年 7 月 19 日、2018 年 2 月 17

日、2019年2月3日、2020年3月7日、2021年2月21日、2024年1月15日、2025年12月2日に改訂された。